

西東京市高齢者救急代理通報申請に係る意見書について

(旧事業名：西東京市高齢者緊急通報・火災システム設置サービス)

日ごろから市の保健福祉行政にご指導ご協力を頂き、ありがとうございます。

西東京市では、65歳以上の高齢者のみ世帯で、世帯員全員に身体上**慢性疾患**があり、**常時注意を要する状態**にある世帯に対して、「救急代理通報機器」の貸与事業を行っています。

この事業では、医師から救急代理通報機器の設置の必要性が認められていることが対象要件になっているため、利用希望者にはそのことが確認できる書類の提出をお願いしているところです。お忙しいところ恐縮ですが、制度の趣旨をご理解の上、ご協力のほどよろしく申し上げます。

◎救急代理通報の対象者

「利用者は常にペンダントを首から掛けて、非常事態が起こったとき、ペンダントのボタンを押して助けを求めろ。」ような状況を想定しております。

疾患により緊迫した状況が発生した際に、ボタンを押すしかできないことが想定される方が対象となります。

◎[慢性疾患]とは？

徐々に発病し、治療にも長時間を要する疾患の総称。

例) 各種心臓病(狭心症、心不全、不整脈、心臓肥大症、心筋梗塞等)、脳梗塞、
高血圧、くも膜下出血、糖尿病、喘息、肺気腫、呼吸器不全、各種癌、大動脈瘤、肝炎、腎不全 等

★ 以上のような生命の危険を伴う内科的疾患を想定しており、(整形)外科的疾患は基本的に対象にはしていませんので、ご了承願います。

◎[常時注意が必要な状態]とは？

- ① 慢性疾患により、救急車の出動が想定される病状にある方
- ② かかりつけ医の管理の元で生活を営んでおり、かつ医師から「救急代理通報機器」の設置の必要性を認められている方

●対象とならない方

- ① 非常事態が起きても、自力で119番通報できる人
- ② 転倒・骨折の危険のある傷病など、転倒事故を理由としたもの
- ③ 加齢による身体機能の低下(転びやすいなど)
- ④ 防災上、防犯上及び1人暮らし等の不安 など

■問合せ

西東京市健康福祉部高齢者支援課高齢者サービス係
電話 代表 042-464-1311(12331~12334)
直通 042-420-2810